

第一類 第二号

第五十一回国会  
議院

建

設

委

員

会

議

錄

第一十号

(四八九)

昭和四十一年四月二十日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 川村 繼義君

理事 川村 寛君

理事 大石 八治君

理事 佐藤 孝行君

理事 福永 一臣君

理事 山本 幸雄君

理事 井谷 正吉君

理事 吉田 賢一君

理事 下平 正一君

理事 稲田 稔人君

理事 鶴田 宗一君

出席政府委員

建設大臣 瀬戸山三男君

國務大臣 藤山愛一郎君

建設大臣 谷垣 専一君

建設大臣 (道路局長) 森内由紀夫君

建設大臣 (道路局長) 加納 治郎君

建設大臣 (経済企画政務次官) 熊本 政晴君

総理府事務官 (経済企画庁総合開発局長) 藤森 謙一君

出席政府委員

参考人 (日本道路公団) 理事 吉田 賢一君

専門員 熊本 政晴君

委員外の出席者

委員会議長 (日本道路公団) 理事 吉田 賢一君

四月十九日

委員金丸徳重君辞任につき、その補欠として片島港君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員片島港君辞任につき、その補欠として金丸徳重君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日  
委員木部佳昭君、瀬戸山三男君及び山下榮二君辞任につき、その補欠として藤尾正行君、大石八治君及び吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

委員大石八治君、藤尾正行君及び吉田賢一君辞任につき、その補欠として藤尾正行君、木部佳昭君及び山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二四号)  
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件

○田村委員長 これより会議を開きます。

国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため参考人として日本道路公団理事藤森謙一君が出席されております。同君の御意見は質疑応答の形式で聽取いたしたいと存じますので、さよう御了承願います。

質疑の通告がありますので、これを許します。  
○吉田賢一君  
ただいま議題となりました法案に關連いたしまして、瀬戸山建設大臣を中心とし、土地は商品ではない造詣と卓越した見識を持つておられるのであります。吉田賢一君は、昨年の十一月でありましたか、閣議で地価対策し伺つてみたいと思います。

第一点は用地の問題でございます。瀬戸山建設大臣は特に土地、地価等につきましては深い造詣と卓越した見識を持つておられるのであります。吉田賢一君は、昨年の十一月でありましたか、閣議で地価対策し伺つてみたいと思います。

委員片島港君辞任につき、その補欠として片島港君が議長の指名で委員に選任された。徳重君が議長の指名で委員に選任された。

そこで、その建設大臣の意見は世上に流布されおりましたが、これはわれわれとしても非常に共感を覚える内容を持っておりますので、きわめで重要な建設省の主管大臣であり、閣僚の一人といしまして、この国土開発総貫自動車道建設事業並びに膨大な道路整備の国策遂行に当たつておられる立場から、その構想の骨子をひとつ伺いたいと思うのです。

伝わるところによりますと、私が注目しました点は、瀬戸山建設大臣は、土地につきましては商品でないという考え方をおとりになつております。これは非常に注目すべき見解でござります。

特にこれは一般の産業の生産貨物等とは違つて、

土地は地球の一角である、人間がつくつたもので

ないということをお述べになり、しかも人間は土

地を離れては生活ができない、ゆえに土地はみん

なのものである、こういうような構想が述べら

れておるようあります。これはきわめて注

目すべき一つの進歩的傾向といたしまして、これ

を明らかにしていただきことは非常に重要なこと

だと思います。ひとつこの点につきまして建設大臣

の所信をはつきりとしてもらいたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 私が、表現のよしは別といたしまして、土地は商品ではない、こういう表現を使つておるわけであります。しかし、厳密な意味において、あるいは商業取引あるいは経済学、商品学といふものがあるかどうか知りませんけれども、そういうもので商品とは何ぞや、こういう厳密な意味の定義的な意味で土地は商品ではない。こういうことを申し上げておるつもりではございません。

ただそういう表現を使いましたのは、土地につい

ていろいろ理論があると思いますが、そういう理

論では、率直に言つてなかなか理解がむずかしか

らう。土地は商品でないというような端的な表現

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人

間との関係をもう少し真剣に考えていただく必要

がありはしないか。こういう意味で土地は商品で

はないという発言をしておるものであります。と

いいすのは、いまも引用なさつたように、売買

されたり、あるいは所有権を認め、売買によつて

移動するという意味においては、あるいは商品的

取り扱いが行なわれておりますけれども、これは

ずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されま

したように入間のつくつたものでもないし、また

きわめて厳密な意味においては、これは増減ので

きないものである、移動もできない。いわゆる天

然自然の、全くこれは過去から未来まで、私ども

の認識では永遠のものである。しかもその土地に

定着しなければ人間の生活活動というものができ

ない、こういうものでありますから、普通に人間

がくふうし、考え方によって生産し、あるいは

移動し、移転する、あるいは増減ができる、しか

も必ず消滅する、こういう品目と同じレベルで考

えるということは、基本的にどこかに間違いがあ

る。こういう趣旨のことを考えてもらいたいたいた

めに、その点が違うのです。その意味において商

品ではない、こういう表現をしておるのであり

ます。

もちろん御承知のとおり、土地政策というも

のは、過去から、こまかく検討いたしておりま

せんけれども、いろいろな変革があります。そん

の状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、

またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、

限られた量である。その広さ狭さによつていろ

うな取り扱いが違つておりますから、一定不變の

ものはないと思いますけれども、そういう状況に

応じて、土地と人間関係というものをのつと判

斷をし、人間の生活活動に適正な利用方法とい

ますか、活用ができるような考え方でこれを処理

すべきである。簡単に申し上げるところ、いわゆる「土地制度」、それに伴う地価の問題など考え方でこの土地制度、それに伴う地価の問題など、いろいろのものを考えることが、國民全体といいますか、人間生活全体上、きわめて必要なことであつて、重要な要素である。こういう意味においては現在わが國における土地に関する觀念、あるいは土地の取り扱いについての習慣、あるいは法律上の解釈、この点については再考を要する、こういうことを申し上げておるわけでござります。

○吉田(賢)委員 それはきわめて重要な問題を指摘されたのであります。土地につきましては、申し上げるまでもなく、憲法で財産権の保護を約束いたしておりますし、また同時に、私有財産は公共のために用いるという、この責任も憲法二十九条は明記いたしておりますので、これらの関連におきまして、やはり土地なるものの社会、経済ないしは国策の対象として考えるときのつかみ方、考え方を根本的に明確にするということは、いろんな施策の根本的問題として非常に重要であるうと私も思つておるのであります。さりながら現実には地方の経済社会におきましては、土地は最も有利なる投資対象である。土地を買っておけば下がることはない。株を買えば暴落もあるけれども、土地は絶対に下がらない。土地は一番安全だ。土地への投資は膨大な利益を生むんだといふことが現状は支配的であります。ことに私は兵庫県に住み、近畿地方の宅地造成の現状、山も川もすっかり変えつあるような現状を見ますと、一そうその感が深いのであります。やはりこの点は根本的に考え方をただしておきませんと、将来五兆円の国費を使つても、二兆円の国費を使いましても、そういうところに無限に吸収せられる危険があると私は思つております。こういうことでありますので、いまの点はきわめて重要な点で、お考え方もっともであると思うのです。

そこで、むしろ現状に批判的なそのような正しい考え方、それが昨年の十一月九日の地価対策の閣僚協議会におきまして、何か方針が確定され、了解事項になつたとかいうふうに伝わっております。これを申し上げておるわけですが、これは道路にかかわらず、宅地の供給を対象になさつたのかもしれませんけれども、いずれにいたしましてもその骨子、いまおっしゃるようなそのつかみ方、精神、考え方というものがどうか。その方向へ閣議は進みつつあったのかどうか。その辺をひとつ明らかにしておいていただきたい。

○瀬戸山国務大臣 土地政策と申しますか、特に重点は地価対策、こういう問題につきまして国と

して根本的に考える必要がある、こういう意味で閣僚協議会というものをつくりまして、現在もそれは続いているわけであります。基本的な考え方方は、いま私が申し述べましたような考え方方に基づいて、土地政策あるいは地価対策を立すべきである、こうしたことから、結論を出して、方向を示して文書にいたしております。いまここに文書を持つておりますから、字句そのものは違つておるかもしませんが、二つに分けまして、現下における緊急対策事項、こういうことと、あるいは恒久対策の問題、この二つに分けております。

緊急対策事項としては、これは住宅が非常に表面にあらわれておりますけれども、住宅だけではなく土地一般であります。こまかく申し上げませんが、住宅建設を早急に、しかも大量にしなければならない。あるいは、いまお説のとおり、道路そ

の他公共事業は、ますます国民経済の基盤整備のために増大していかなければならぬ。すべてこれらは土地を前提といたしております。そういうこととありますから、あえて宅地問題だけではございません。そこで緊急対策事項といたしまして

は、現下の情勢から考えまして、住宅問題が大きくなれば、土地を前提といたしておられます。そういうことについてはやや議論がありますけれども、実現をするという段階にきておる、こういうことであります。

それから収用法の適用公共事業以外の一般土地の地価の問題がありますから、これは税制で不当なと思われる利益をチェックする、税制の改正をする、こういうことであります。その基本的な考

えは、さつき申し上げましたように、土地の性格と、その土地所有者の努力によらない——道路をつくったり、あるいは市街地をつくったり、いわゆる社会、公共と申しますが、一般的機関による宅地の供給をからなければいかぬ。道路関係等においては、直接関係ないといえば関係ありませんけれども、住宅地については大量に、公的機関による宅地の供給をいたしまして、これが恒久的である。したがつて、たまたま土地を持っておった人のみが地価の高騰によって利益を得るという、私どもから申

りますのですが、これは道路にかかわらず、宅地の供給をはからなければいかぬ、これが第一でござります。それから第二は、都市地域内における土地の高度利用をはかっていく、これが直接には地価対策になります。これがもう一つであります。それに関連していろいろな法律を今度お願いしておるわけであります。

そのほかに用地取得対策が一般地価対策の大きなねらいであります。用地取得対策として土地収用法の改正をはかる。これは御承知のとおりに、現行収用法、いろいろ今日まで御研究願つておるかもしませんが、二つに分けまして、現下における緊急対策事項、こういうことと、あるいは恒久対策といたしますと、それに応じてどんどん上がっていくという、この現象をチェックする必要があります。こういう意味で今度土地収用法の改正をいたしたい。結論としては、その当時は事業認定時等の時価によつてくる。現在、御承認のとおりに裁決——実際、所有権を取得するときこういうふうな法律になつておりますのは、非常な誤解を伴つておるということで、事業認定時の時価による方針で土地収用法の改正をする、こういうことをきめておるわけであります。今は結論として事業認定時の時価によるという法案を今明日中に国会に提案することになっておりま

す。それから収用法の適用公共事業以外の一般土地の地価の問題がありますから、これは税制で不当なと思われる利益をチェックする、税制の改正をする、こういうことであります。その基本的な考

えは、さつき申し上げましたように、土地の性格と、その土地所有者の努力によらない——道路をつくったり、あるいは市街地をつくったり、いわゆる社会、公共と申しますが、一般的機関による宅地の供給をからなければいかぬ。道路関係等においては、直接関係ないといえば関係ありませんけれども、住宅地については大量に、公的機関による宅地の供給をいたしまして、これが恒久的である。したがつて、たまたま土地を持っておった人のみが地価の高騰によって利益を得るという、私どもから申

九条、これをあれこれ比較検討いたしましたと、一体財産権の内容としての、私有財産としての土地の所有権と、それから国民として責任を負わねばならぬと規定しておる公共福祉のための利用、すなわち公共福祉のための利用と、それから財産権の保護と、これは一体どういうふうに両方をとらえたらいいのであるか、公共福祉の前には財産権は影を薄くすべきであるか、財産権というものは公共の福祉に適合する範囲内において法律をつくるということを憲法は明示しておりますから、そこでどちらに重点を置いたらいいのであるか、一方のみということはできませんが、その辺についての根本的な考え方、とらえ方、これがやはり非常に重要な面になつて、あらゆる具体的な施策の策定に影響する問題であろう、こう思うのですが、大臣といたしましては、公共の福祉が優先すべきとお思いになるのか、財産の所有権が優先すべきとお思いになるのか、両者の一種の混合的な状態が憲法の趣旨であるというふうに御解釈になるのだろうか、この辺は一体どういうふうにお考え方としてなるのでございましょうか、これもひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○吉田(實)委員 それではいまのを取り消しまして、具体的に四十一年度に限定しましよう。四十一年度に限定いたしまして、用地取得に要する総経費はどのくらいになるのですか。

○尾之内政府委員 街路事業並びに各公団ごとに、首都公団、阪神公団におきますものは用地取入れいたします分、その額があるわけございまして、たとえば道路公団で申しますと、その金額は四十一年度は千百十三億、首都公団が二百八十八億、阪神公団が二百十四億、こういう金額が、以上申しました国並びに地方負担のほかに借り入れ金としてあるわけでございます。

○吉田(實)委員 それからついでに、道路整備計画といたしまして策定されておりますのは総計どのくらいになるのでありますよ。これは概算でよろしいのですけれども……。

○尾之内政府委員 道路計画という意味は長期計画という意味だと解釈いたしますが、これについて申し上げますと、五十年間に国が持ちます全体分が一兆七千四百七十八億、それから先ほど申しました意味におきます地方の負担額並びに単独事業を合わせまして、地方の全体の負担額が一兆四千四百六億ございます。そのほかに先ほど言いました公團関係の借り入れ金が、日本道路公団におきまして六千二百五十億、首都公団におきまして千七百六十六億、阪神公団におきまして千百億、こういう数字になっております。

○吉田(實)委員 そのうちで土地買収ですね、用地価格、これはどのくらいの割合になるのでしょうか。

○尾之内政府委員 これは各事業ごとにいろいろその用地も……。

○吉田(實)委員 それではいまのを取り消しまして、具体的に四十一年度に限定しましよう。四十一年度に限定いたしまして、用地取得に要する総経費はどのくらいになるのですか。

得は非常に多くございますが、一般道路につきましては大体ペーセントといたしまして一六、七%その程度が用地並びに補償費の概略の数字であります。

○吉田(質)委員 そこでこの用地取得の問題でありまするが、具体的にいま上程になつておりまする国土開発総貫自動車道建設事業につきまして言ふならば、これは用地価格はどのくらいになるのですか。

○尾之内政府委員 大体今後やりますもの並びに現在やつておりまするものもそつたいた違いはないと思いますが、自動車道路の建設に要します用地費並びに補償費の程度はおおむね二〇%でござります。建設費に対しまして二〇%を用地費補償費に要するものと思います。

○吉田(質)委員 この二〇%といい一七%というのは、これは全体、総数の割合だと思いますので、したがいまして都市近郊であるとか山間僻遠の土地であるとかではほど違うと思うのですが、この辺はこまかい積算の単価があつての結論なんでしょうか。とするならば、一キロどのくらいの割合、もしくは面積によってどのくらいの割合で単価は積算せられたのか、それをひとつはつきりしてもらいたい。

○尾之内政府委員 用地費補償費は御承知のように場所によつて非常に変動いたしております。したがいましてただいま申しましたペーセントは、私どもがここ数年いろいろ統計をとりまして毎年度それに充てられております実績、それを申し上げておるわけでございます。したがいまして国道なら国道、あるいは地方道、なら地方道、あるいは自動車道路なら自動車道路、こういうところによりまして、特にまたどこを通るか、どこを探査するかによりまして非常に変動いたしております。

ただそれらを全国的に大数的に言いますと、たゞいま申し上げるような数字になるのであります。これには個々に探査いたしております個所を個別に申し上げる以外に、どこが幾らということはちょっとと一般的には申し上げられない。要すれば

国道でなお平均どのくらいである。別に地方道で平均どのくらいであるというようなことまではわかりますが、それ以上のことになりますと、何県のどの地区では幾らということになりますので、ただいまちょっとそういう資料を持ち合わせておりませんので……。

○吉田(賢)委員 道路建設の事業費の予算、たとえば財源といたしまして揮発油税あるいは一般財源その他等いろいろあるようではあります、たとえば道路整備の特別会計等を通じて見まして、も、その積算の基礎になるべき予算の土地取得の単価が出てこないとあいう数字が出ないのじゃないかというようなことを考へるのです。これはまあちょっと私自身しろうとですからどうかと思うのですが、一体どこをどういうふうに押えて――たとえば建設自身の用地を除いたものならば、これは資材が幾らかかる、セメント幾ら、鉄幾ら、あるいは労力幾ら、運賃幾ら等々、これはすぐにはじいたら出るであります。土地については出ないのだろうと思うのですね。山の中であるのかあるいは都会付近であるのかどこやらわからぬという場合は、これはたとえば建物等の建設物、港湾等の建造物などでしたら比較的はつきりしますけれども、延々何千キロまた数百キロのものを、ことしやるというときに、予算単価は、用地についてはどうして勘定するんだろう、その辺が私ははつきりしないのです。そこで一体それはどこかあるいは都会付近であるのかどうか、たとえば大阪市の付近の土地と岡山、鳥取の境の土地は、價格はこんなに違うことは、これはもちろんあるというようなこともありまするので、そこは具体的にはつきりしておるのであろうかどうであろうか、はつきりしないでは予算の積算ができるのではないだろうか。ところが国民がはつきりわからぬということになるのです。その辺は具体的にどういうことになつておるのでしようね。つかんでおられるのかつかんでおられないのか。そうでなしに何をかも従来の実績等によつて大体このくらいだらうということとて一應出しておられるのであろうかど

うか。大蔵省と折衝なさつたりするときは単純問題は相当私は論議したのだろうと思うのです。その辺は一体積み重ねてきたのかどうか、その辺をちょっととはつきりしてもらいたいのですね。

○尾之内政府委員 先ほど申し上げておりますのはもちろん全体の平均を申し上げておるわけですが、個々には県道でも一本ごとにどこからどの区間ということで積み上げてあります。これはもちろん当該年度をやる前に、前年の六月、七月ころから、いろいろ資料を整えまして、八月、予算要求時期に、各路線ごと、個所ごとに、積算を事前設計審査をいたします、その際に、詳細に、いまお話しのよう、用地費は幾ら、補償費は幾らという、全部基礎を持っておりますので、個々には全部違うわけでございます。その基礎は、もちろん、その周辺でこれまでやりました道路事業あるいは道路事業がなければ他の公共事業というようなものを参考にいたしまして、出したものであります。すなわち、すべて積み上げに基づくものである、こういうことでございます。

○吉田(賢)委員 これは建設省で明らかになつておるのですか。たとえばこの場合ならば道路公用で明らかになつておるのだろうか。予算積算の基礎がすでに積み上げになつておるということであれば、建設省の調査段階あるいは予算をつけるときにはすでに具体化しておるようになります。が、そうすると建設省でこまかい数字は全部出でるわけですか。

○尾之内政府委員 道路公團であります有料道路事業は、もちろん道路公團でそういう積み上げをいたしております。それから補助事業につきましては、県でそういう資料を整えまして、設計審査をいたしました。それから國の直轄事業につきましては、建設省がみずからそういう調査をいたしまして、そういう資料をもつて中央で事業認可をしておる、こうのことです。

○吉田(賢)委員 そういたしましたら、これは地価に対象をしぼつてみますと、土地の価格という

ものは場所によつて違います。根本にはさつきの問題のように売り手、買い手でありますし、また、付近の取引価格、売買価格ということですが、ならば、これはもう相当な資料がなければわかりません。そういったようなことは細密に一々御調査になっておらぬのではないのですか。

○尾之内政府委員 建設省本省で実際問題としては審査の限度がござります。これはやはりその設計の認可を受ける、実際に仕事をやりますが、現地におきまして、最も妥当と思われる数字を出してくるわけございます。それを中央で、それがほんとうに妥当であるかどうかということまでは実際問題として審査能力がないということになります。

附則第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

特種土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

きまして御発言はありますか。——別に発言の

申し出もありませんので、この際、衆議院規則第  
四十八条の二の規定により、政府に意見があれば  
これを許します。経済企画庁長官藤山愛一郎君。  
**○藤山国務大臣**　ただいま御提案の本法の趣旨に  
つきましては、政府としても異存はございません。  
なお、できましたら企画庁としては最大の努力  
をいたしまして善処いたす方針でございます。

○田村委員長 おはかりいたします。

特歎士より、坡帶災害防除及て振興臨時指揮法の一部を改正する法律案の草案を、本委員会の成案とするに御異議ありませんか。

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

引き続きおはかりいたします。国会法第五十条の二の規定により、本案を本委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

○田村委員長 再び国土開発総貫自動車道建設法

いたします。吉田賢一君。

でもないのであります。

最後まではつきりしません。建設省においても、

は、事实上不可能と言うとおかしいがございます

たとえば道路公團の扱うものは道路公團に行かな  
ければはつきりしないし、こういうことになりま  
すので、割合りりよりよ／＼各署に半うざうすれ  
が、不可能と言つていいくらいでござります。た  
だ、いまのお考えの中に、今度御審議を願つてお  
ります国土開拓に關する吉野本自動車道各署、こう

すので、禾穀をもあらざりし勢力を有する大軍が、何處かに現れる。ともかく用地問題というものをもつと大胆に明らかにするという態勢をとる、そういうよう

れどもとかし、んとしないとこのよが。ことか一  
そう激しくなるのじやないかといふことを覚えて  
おりますので、結論のお尋ねしたいことは、計  
一〇二〇年六月二二日

画の内容を国民の前にオープンにできないものか、してはどうか。たとえば、こまかい詳細な法律案が国会に出されるがごとくに、この道路計画を通るんだ、こここの土地を要するというようなことは、精査をいたしまして、詳細な計画を立てて、その段階で告示をする、これがいわゆる今度

の内容を明らかにして、各公共団体に協力をさせ、求める、みんなする、こうう態勢に持つて、いくことが非常に重大な施策であろう、私はこう土地收回法で御審議を願いたいと思っております事業認定の告示をしたときにそれが明らかになれる、こういうよりほかないと思っておるわけであ

○瀬戸山国務大臣　いまのお話は、お気持ちと申  
かね。  
○吉田賢(賢)委員　大臣がかなり進歩的な土地に対  
する考え方を持つておるから、私は実はお尋ねす  
る所であります。

すが、趣旨としてはよくわかるのであります。けれども実際御存じのように、非常に長い延長のあります道路等について、これを一挙に計画するわけでありまして、やはり従来と同じように成り行きでやつて、たとえば一兆円の予算を組んで、家を何所建てる、道路をどんな延長のものをつく

を明らかにし、しかもこまかい通過地点あるいは細部にわたった、そこそこの土地を必要とする。こういうところまでいきますのには、御

承知のとおり一応この地帯に道路をつくる必要がある、それから調査をして、どこかの何番地を通つて、こういうふうな線形でいくのだというようないうものがどれだけ社会政策、経済策等にいま悪影響を与えてあるかわからぬというような現段階におきましては、やはりそれらの点について

ことに相当の時間がかかるわけであります。それがきまりましたときには、もちろん公に告示をして、これは街路計画にいたしましても、国道、地方道にいたしましても、その告示をして仕事をやっておるのでありますから、非公開でやっておるわけじゃございません。ただこれを全国のものを使いまへんにそういうことをするということ

何をやるやらわかりません。相手次第、状況次第、場所次第、条件はなかなか簡単じゃありません。ましてや中央はつかんでおられないということになりますので、やはりこのところは安上がりで造成ができるということにしなければ、親方百億円の公債発行をしたが、なければまた一兆円お尋ねしたいのだが、一体今日の問題は、全体的な総貫自動車道路も重要であります。けれども地方道、市町村道というものでこぼこで荒廃しきった姿というものは、どれだけ住民のために大ききな、言うなれば不便を感じ、切歎扼腕せんばかりにこの問題について嘆いておるのです。一億円を地方の小さい道路に振り向けてごらんなさい。住民は手を合わせて喜びますよ。ここに私は、この重大な問題と取り組んで、膨大な予算を使つていこう、投資をしていく、社会投資の一いつのあり方としまして、その根本はもつと何とかねの対策を立て——いま私が提言しましたことは必ずしも全体の解決をするのではありません。ありませんが、もっと明らかにしないから協力しないのです。お互いが採り合うちからよけいかぬのです。公共団体等の財政はいまどうにもならぬのです。ほんとうにどこもかも行き詰まりです。これは御承知のとおりであります。この公共団体自身にしましても、それぞれ負担していくのでありますから、国は国としまして範を示して、できるだけ安上がりといふ地価対策に踏み切る以外に手はないだらうと思うのです。そう思いますので、いまのようなことも一種の方法でそれども、申し上げた次第なんです。だから國のなすべき道筋を策、道路の整備事業、それから末端の市町村の道路の整備問題というものが均齊のとれた展開をしていくといふ姿があるべきことじゃないか。大きなやつを整備したら、小さなやつは自然に便利になるという考え方ではなしに、ほんとうに地方

開発、社会資本の投資というものは、そういう点に  
もっと重点を置いてほしいと思うのです。大きな  
ところでちょっとと節約できたら、小さいところは  
ずっと充実していくますから、こういう意味でお  
尋ねなのです。だから今度の場合におきまして  
も一段と市町村道路なんかについても、これは国  
の施策の一環として、できるだけ充実整備して  
いくようにしてもらいたい。若干の予算を組んで  
あるのも存じておりますけれども、これは足りま  
せん。足りませんので伸びも少ないです。本年  
度の予算におきましては、山の植樹なんかの予算  
を相当切ったりしておるような、そんな状態にも  
あります。少しのことで非常に助かる面  
があるのに切ってまで、そうして大きな金がかかる  
ところはたいへん野方図。必ずしもこの場合野方  
図とは申しませんけれども、この辺が大事な点で  
はないかと思いますので、一段とここはくふう  
をしてもらわなければいくまい。御意見を承り  
たい。

○稻富委員 時間がありませんので、一、二点大臣にお尋ねしたいと思います。

まず本法の第一条、ただいま御説明がございましたが、本法の目的は、末尾に「高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。」とあります。本法でこの目的とされておる新農村の建設とはいかなる農村の建設をなさうというお考えであるか承りたい。

○瀬戸山国務大臣 ここで農業政策を論ずるだけの知識はございませんが、率直に申しまして、いま皆さんに御心配願つておりますように、いろいろな努力をして、農業政策の改革、あるいは農村振興策がとられておりますが、いろいろな諸条件はありますけれども、道路交通輸送、この不整備によつていろいろな改革が進まない。ここに大きな欠点があると思っております。流通の問題とかいわれておりますけれども、新しい経営をやろう、あるいは農業構造改善事業を局地的にやりましても、問題はその成果を十分に活用するだけの道路輸送体系が整つておらない。こういうところに大きな基本的な欠陥があるんじゃないかと思ひます。しかも、日本は何といつても工業立国といいますけれども、農業に相当なりエートを置かなければならぬことは、申し上げるまでもないことです。しかし農村が、先ほど吉田さんが言われましたように、こういう交通輸送状況ではどんなにくふうしてもその成果があがらない。こういう趣旨で、その先の農業政策をどうするか、進んだ農業經營のできる前提である、かようなことを申し上げておるわけでござります。

○稻富委員 私は、この際農村問題を議論するわけではございませんが、この目的のところにある新農村の建設というもの、農村全体の政策というものは、それほどこの法律によってやろうという基礎条件をつくることが新しい農村といいますか、のような計画じゃないんじやないかと思います。道

路をつくることによって新しい農村ができるの  
は新農村の整備又は建設となつておる。この整備  
というはどういう意味か。いま申されたように  
非常に大きな意味であるということの人が起つ  
てくる。それでこの点もあわせて承りたいと思  
うのでござりますが、私はここで大臣と農村問題  
を論議しようとするものではありませんが、この  
道路をつくることによつて最初は中央道——山間  
部を道路が通る。そうするといままで未開発だつ  
たところに新しい農村ができるんだ、こういうよ  
うな意味から、最初に新農村建設をするんだ。こ  
ういうような意味がうたわれたのじゃないか、こ  
う私は思いますので、これを実施し、さらにそう  
いう意味で新農村の整備または建設という問題を  
掲げてあるのじゃないか、こう私はまずお伺いし  
ておるわけなんです。いま大臣の御説明になり  
ましたのは、非常に広範な農村建設の一助として  
やつていいこうということになりますと、また大き  
な問題が起つてくるのでござりますが、そうい  
う点から私はお尋ねしている。私、時間がありま  
せんので、なぜこういうことを聞くかと申し上げ  
ますと、最初に中央道ができるときには、この  
中央道を中心といたします未開発の農村ができる  
のじゃないかというねらいがあつたのではないか  
と思います。今後こういう道路が各地にできます  
と、今度は逆に農耕地を通つて道路ができるとい  
うことになりますと、農村の建設どころか、逆に  
農村が破壊されるという問題が起つてくる。こ  
ういうことも考慮に入れなくちゃならないのじや  
ないかという問題がありますので、私はお尋ねし  
ておるわけです。この点はどういうわけでござい  
ますか。

Digitized by srujanika@gmail.com

千万時代の道路網が現在の道路網ということになると、なっておりまます。したがつて、この一億をこす人口が活動する舞台が狭い。これが今日の各種の弊害を来たしておる大きな基であろうと思ひます。そういう意味におきまして、まだまだ道路交通網の体系が整いますと、新しく利用すべき農村もできる、当然にそだだと思ひます。また既存の農村におきましても、農業政策の転換もありましようし、あるいは文化交流の問題もありましようし、必ずしも全然なかつたところだけとは考えておりませんが、なかつたところの開発が非常なエントを持っておるということは、この道路網整備によつて可能になる。しかもこの道路網を策定いたしました以上は、現在、従来の道路交通状態を中心いろいろなことが計画されておるわけでありますが、相当将来を見て、この道路網の整備に応じて、この道路網に沿つて農村なり都市なりを総合的に計画すべき段階にくるのだろう、またこなればならない。そういう点は経済企画庁あたりとあわせて大きな問題として今後の国全体の、農村あるいは都市といわゞ整備計画をあわせてこれに沿つて立てるべきである。かように考えておるわけでござります。

○稻富委員 さらばこの問題でお尋ねしたいと思いますのは、今日農村の現状というのは、御承知のとおり東北地方を主体といたしまして、農閑期においても農村に収入が少ないために出かせぎ労務者というのが非常に多いのです。おそらく今農村の出かせぎ労務者というのは百万に近いだろうといわれております。しかもこの人たちは各地に出かせぎに出まして、就労しているところはほとんど建設事業に六〇%以上就労している。ところがこれが逆に今度は農村においては家庭悲劇を生んでいるというような事実也非常にあるのです。そういう意味からこの道路建設が農村建設の目的を持つておるという点から申しましても、できるだけこの事業に対しても、農村の出かせぎの人たちを多く使うようにする。そうして農村の現金收入等の道を開き、遠くに働きに行かないでも、その地元にて就労ができるような方途を考える、こういうことの一環としてこれが実施に当たってもらいたい、こういうことをわれわれは考えておるわけでござりますが、これに対して大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○瀬戸山国務大臣 おきたい。口であります。これは一擧というわけにはもちません。いま一番早くやりたいというの、かねがね申し上げておりますように、青森から鹿児島までのいわゆる縦貫自動車道路、これ御承知のとおりある部分はもうできておりますが、これはどうしても早くやるべきである。といいますのは、それまで一般道路の整備がおおむね済みますから、これを結集して全部つなぐといふ意味でそれを考えておいでございます。もちろんそれだけではございませんが、財政との間に合せさせてあわせてやることもあると思います。それは今度現状及び将来を見て順位をつけてやりたい。こまかい点は今後の検討にいたしましたい。かようになっております。

○稻富委員 そうしますと、九州におきますかつての横断道路、大分—長崎間、これは私たちは中央道、関西とつながりが非常に短距離になるという考え方で、これの必要は非常に考えておるわけであります。これに対する私たちの期待というものは、長崎一大分、さらにこれに結びます四国の縦貫道路、大洲から徳島に行く線、さらにこれが関西に行く線に結びつく、こういうことにおいて非常に距離が短縮されることをわれわれは期待しているわけでございますが、これに対してもお尋ねしたいのは、この予定線を見ますと、長崎一大分の中に入っております。この間の佐賀関—三崎までの間ではフェリーポートの計画があるということを承りておるのでございますが、そうしますと、佐賀関と大分間、三崎から大洲間、この間はこの予定路線の中に入っていないわけであります。私たちはこれが一貫して徳島までつながることによってこの九州横断線というものは非常に意義を持つものであると思いますが、何のために大分—佐賀関間、三崎—大洲間を路線の中に入れないのであるか、それとも別の何か計画があるということなのか、この点の計画をお示し願いたいと思います。

○尾之内政府委員 今回提案いたしております道  
路網につきましては、他にもそういう個所があ  
るかと思います。たとえば空港へつなぐべきとこ  
ろ、あるいは港湾につなぐべきところがあるうか  
と思ひますが、今回の七千六百キロはおおむね主  
要な地点を結ぶということでとめたわけでござ  
います。いまお話しの大分一大洲間についても、  
そういう議論があつたのでござりますが、これに  
申しましたように主要な地点を結ぶものを幹線道  
路と考えておる。またそれに入りませんところ  
は、他の方法によりまして自動車専用道路あるい  
は他の国道の整備等によって十分機能が達し得  
る、こういうような考え方で選んだものでございま  
す。して、さよう御了承いただきたいと思います。  
○稻富委員 主要な都市をつなぐということにな  
りますと、私先刻申し上げましたように、九州横  
断道というものは、この四国との横断があること  
によって非常に存在の意義があるので、主要であ  
るというならば、やはり大洲一大分というのは非  
常に主要路線に入るわけであります。この間を開  
発幹線自動車道路網からわけてしまつて、別個に  
計画を立てる、あるいは自動車専用道路をつくる  
というようなことは、ほんとうの幹線自動車路線  
だという、こういう意味から、非常に弱められて  
いるという感がするわけなんです。これは今後横  
断道路が進展するに従つて追加して入れるとい  
うような計画があるのであるか、いまおつしやった  
ように、全然別個なものとして再考する、こうい  
うことであるのか。この点は、われわれは必要上  
一貫しなければならない。両方をつなぐ道路の生  
命はここにあると思うのです。せっかく幹線道路  
があつて、その中間に中断するということは幹線  
道路としての意味をなさないということになると  
思うのであります。これはどうですか。



建設委員会議録第十一号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

二 ニ [六] フィジカルボリ フィスカルボリ

建設委員会議録第十七号中正誤

ペシ 段 行 誤 正

二 三 末 行 ありまして、 あります、

三 四 一 八 贈与税

譲与税

六 二 七 ござります、

ござります。

昭和四十一年四月二十五日印刷

昭和四十一年四月二十六日發行